

新規検査等の事前書面審査制度の創設について

1. 背景

このたび、国土交通省において、「車両の大型化に対応した許可基準の見直し等」の一部として、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正とともに、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）の一部改正が行われることとなっております。

今回の関係法令等の改正により、一定の要件を満たすバン型等セミトレーラについては長さ及び車両総重量の上限値、一定の要件を満たす2軸のトラクタについては駆動軸重の上限値が引き上げられることとなり、これに該当する自動車については、保安基準第55条の規定に基づく基準緩和認定の手続きが不要となるため、増車や代替に伴う新規検査や既存車両の最大積載量変更に伴う構造等変更検査の申請が相当数増加することが見込まれるところです。

これまで、地方運輸局等における基準緩和認定に係る審査の中で、当該自動車の構造・装置の技術的な安全性等について、書面による事前確認が行われていましたが、今後、これらの業務を自動車検査法人が行うこととなるため、新規検査等の受検当日の審査業務を円滑かつ効率的に実施できるよう、審査事務規程の一部を改正し事前書面審査制度を創設することとしております。

2. 改正概要

- 上記に該当する自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能に変更がないものは除きます。）の申請を行おうとする場合には、新規検査等に先立って新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある自動車検査独立行政法人に対し、新規検査等届出書及び添付資料を提出いただくこととなります。
- 届出書等として事前に提出いただく書面は、これまでの地方運輸局等への基準緩和申請時に提出されていた書面のうち、自動車の構造・装置に関する書面、保安基準の適合性に関する書面及び連結検討書面などです。
- 書面審査の処理期間は、原則として届出書等の受理日から15日以内となります。ただし、提出いただいた届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除きます。

3. 今後のスケジュール

改正：平成27年3月予定

施行：平成27年4月予定